

指定介護予防支援事業

岐阜市地域包括支援センター白梅華 運営規程

第1条 (事業の目的)

岐阜市が設置し、医療法人社団瑞鳳会が受託運営する岐阜市地域包括支援センター白梅華（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めセンターの従業者が、要支援状態又は要支援状態になる恐れのある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を行うことを目的とする。

第2条 (運営方針)

担当職員は、事業の提供にあたっては利用者の心身の特性を踏まえて、要介護状態の予防と、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

- 2 事業の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防事業者、介護保険施設、医療関係者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。
- 5 センターは、利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のための必要な体制整備を行うとともに、担当職員に対して研修等を行うものとする。
- 6 センターは、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。
- 7 上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に定める内容を遵守するものとする。

第3条 (事業の運営)

地域包括支援事業の提供に当たっては事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

第4条 (反社会勢力の排除)

- 1 事業所は、事業の実施に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び岐阜市暴力団等の排除に関する条例（岐阜市条例第13号）に規定される暴力団等を、その運営に関与させないものとする。
- 2 事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員またはこれらと密接な関係を持つものは従事させないものとする。

第5条 (センターの名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 地域包括支援センター白梅華
- 2 所 在 地 岐阜県岐阜市東金宝町1丁目16番地 メゾンドクマダ101

第6条 (従業者の職種、員数及び職務の内容)

センターに勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管 理 者 1人
管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定介護予防支援事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行う。
- 2 担 当 職 員 1人以上
担当職員は、要支援者からの相談に応じるほか、依頼による介護予防サービス・支援計画表（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成、サービス調整業務、要支援者等へのモニタリング等一連のマネジメント業務に従事するものとする。
- 3 管理者及び担当職員は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第7条 (営業日及び通常の営業時間)

センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営 業 日 月曜日から土曜日とする。
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月31日から1月3日までを除く。
- 2 営 業 時 間 9時00分から17時00分までとする。
- 3 連 絡 体 制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
休日・夜間における相談については、原則転送電話で対応する。

第8条 (指定介護予防支援の提供方法、内容)

指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- 1 利用者の相談は事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 2 利用者及び家族との面接により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 3 サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- 4 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- 5 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- 6 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に従って実施する。

第9条 (事業の委託)

センターは、介護予防支援を行うにあたって介護予防サービス計画書の作成・変更、経過観察、再評価、記録の作成・保管等の業務を他の居宅介護支援事業者に委託する事ができるものとする。

- 2 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合、事前にセンターと受託側との相互理解の元、委託契約書を交わし委託は、その内容に沿って進めるものとする。
- 3 センターは、指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。

第 10 条 （利用契約）

センターが介護予防支援を行うにあたっては、利用者と介護予防支援契約書を締結しなければならない。

第 11 条 （指定介護予防支援の利用料その他の費用）

指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

ただし介護予防支援にかかる料金については、保険料の滞納により、法定代理受領に保険給付が受けられない場合には、全額自己負担となる場合がある。

- 2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援提供証明書を利用者に対して交付するものとする。
- 3 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
実施地域を超えた地点から、1 キロメートルあたり 50 円
- 4 前 3 項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 5 指定介護予防支援の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする

第 12 条 （通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、岐阜市内の内、岐阜市が定めた梅林校区、白山校区、華陽校区とする。

第 13 条 （非常災害対策等）

センターは、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

第 14 条 （緊急時等における対応方法）

従業者は、指定介護予防支援事業を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じ、適切な処置を行い、管理者に報告するものとする。

第 15 条 （事故発生の防止及び発生時の対応）

センターは、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供により事故が発生した場合、市町村、当該利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

- 2 センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 3 センターは、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第 16 条 （業務継続計画の策定等）

センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画

に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 センターは従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 17 条 (衛生管理等・感染症蔓延防止及び従業者等の健康管理)

センターは、従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 当該センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - 2) 当該事業所において、すべての従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施する。
 - 3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める措置
- 3 従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

第 18 条 (秘密保持・個人情報の保護等)

センターの従業者等は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 事業者は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するよう必要な措置を講じる。
- 3 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での情報提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその代理人の了解を得るものとする。

第 19 条 (苦情処理)

センターは、その提供した指定介護予防支援事業に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 センターは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 センターは、提供した指定介護予防支援事業に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、当該市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。この場合において、当該市町村から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。
- 4 センターは、提供した指定介護予防支援事業に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

この場合において、当該国民健康保険団体連合会から求めがあったときは、当該改善の内容を報告する。

第 20 条 (ハラスメント対策に関する事項)

センターは、適切な指定介護予防支援事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第 21 条 (虐待の防止のための措置に関する事項)

センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- 1) センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - 2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - 3) 事業所において、全ての従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - 4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 センターは、当該センターの従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第22条（身体拘束の廃止に関する事項）

センターは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。

- 2 センターは、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 3 センターは、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - 1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 3) 全ての従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

第23条（記録の整備）

指定介護予防支援事業を提供した際には、その提供日・内容等について必要な記録を記載する。

- 2 当該センターは、次の記録に従業員等に担当させ、サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - 1) 介護予防居宅サービス計画書に関する記録。
 - 2) 提供した具体的なサービス内容の記録。
 - 3) 緊急やむを得ない場合の身体拘束の一連の記録。
 - 4) 利用者が居宅介護支援計画に関する指示に従わないことにより、要介護状態を悪化させたときの記録、及び利用者が不正の行為によって保険給付を受けようとしたときの記録。
 - 5) 利用者及び、その家族もしくは代理人からの苦情内容の記録。
 - 6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

第24条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

センターは、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

第25条（勤務体制の確保等）

センターは利用者に対し、適切な指定介護予防支援事業を提供することができるよう従業者の勤務の体制を定めておく。

- 2 センターの従業者によって指定介護予防支援事業を提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を確保する。
 - ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内

② 継 続 研 修

年 2 回以上

第 26 条 （その他施設の運営についての留意事項）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。